

# 令和 6 年度 第 1 回

## 十和田市農業委員会総会議事録

期日 令和 6 年 4 月 1 9 日

場所 十和田市役所別館 4 階会議室

令和6年度第1回十和田市農業委員会総会

1. 場 所 十和田市役所別館4階会議室

2. 開 会 日 時 令和6年4月19日（金） 午後2時04分

3. 閉 会 日 時 令和6年4月19日（金） 午後2時46分

4. 出席農業委員（18名）

|     |       |     |       |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番  | 脊戸潤子  | 2番  | 沢井清治  |
| 3番  | 小笠原松寿 | 4番  | 沢目勝弘  |
| 5番  | 米田拓実  | 6番  | 中野雄一郎 |
| 7番  | 芋田一弘  | 8番  | 立崎和寿  |
| 9番  | 山田利昭  | 10番 | 稻田優憲  |
| 11番 | 奥山博   | 12番 | 小田正喜  |
| 13番 | 外山康仁  | 14番 | 竹浦寿広  |
| 16番 | 杉山秀明  | 17番 | 力石堅太郎 |
| 18番 | 山崎誠一  | 19番 | 箕輪展忠  |

5. 欠席農業委員（1名）

15番 野崎さち子

6. 出席農地利用最適化推進委員（14名）

|        |       |        |       |
|--------|-------|--------|-------|
| 十和田湖地区 | 白山雄治郎 | 十和田湖地区 | 中屋敷光男 |
| 三本木地区  | 米内山義治 | 三本木地区  | 山端敏行  |
| 四和地区   | 工藤優美子 | 四和地区   | 古谷朝直  |
| 切田地区   | 若沢弘幸  | 切田地区   | 田中稔   |
| 大深内地区  | 斗沢信一  | 大深内地区  | 大平靖四郎 |
| 伝法寺地区  | 小笠原一成 | 東部地区   | 山端潤一  |
| 藤坂地区   | 市崎貴之  | 六日町地区  | 平舘龍徳  |

## 7. 会議に付した案件

- 報告第1号 専決処分の報告について  
報告第2号 令和5年度十和田市農業委員会事業報告について  
報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について  
報告第4号 農地法第3条の3の規定による届出書の受理について  
報告第5号 農地の転用事実に関する照会について  
議案第1号 農地法第3条第1項の規定に基づく許可について  
議案第2号 十和田市農用地利用集積計画の作成に係る要請について  
議案第3号 十和田市農用地利用集積計画の決定について  
議案第4号 十和田市農用地利用集積等促進計画の作成に係る要請について  
議案第5号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について  
議案第6号 十和田市農地移動適正化あっせん基準及び十和田市農地移動適正化あっせん基準細則の一部改正について

## 8. 議事録署名委員

3番 小笠原 松 寿

16番 杉 山 秀 明

## 9. 会議事件の説明及び職務のため出席した職員

|           |         |           |         |
|-----------|---------|-----------|---------|
| 事 務 局 長   | 櫻 田 修一郎 | 事 務 局 次 長 | 中 村 淳 一 |
| 事務局農地係長   | 吉 田 武 範 | 事務局振興係長   | 苫米地 慶   |
| 事務局推進監    | 高 橋 克 彦 | 事 務 局 主 査 | 東 浩 治   |
| 事 務 局 主 査 | 戸 舘 奈津美 |           |         |

## 10. 書 記

事 務 局 主 査 戸 舘 奈津美

議長（箕輪展忠）本日の欠席通告者は、15番 野崎 さち子 委員です。出席委員は、定足数に達しておりますので総会は成立いたしました。ただ今より、令和6年4月9日に告示招集いたしました、令和6年度第1回十和田市農業委員会総会を開会いたします。

議長（箕輪展忠）これより本日の会議を開きます。はじめに、議事録署名委員の指名を行います。お諮りいたします。議事録署名委員は議長において指名することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（箕輪展忠）ご異議なしと認め、議長より指名いたします。3番 小笠原 松寿 委員、16番 杉山 秀明 委員を指名いたします。

議長（箕輪展忠）会議書記には、戸舘 奈津美 君を、参与には事務局長以下各職員を任命いたします。

議長（箕輪展忠）次に会期の決定を行います。お諮りいたします。総会の会期は本日1日限りとしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（箕輪展忠）ご異議なしと認め、総会の会期は本日1日限りと決定いたします。

議長（箕輪展忠）次に報告第1号について事務局から報告をいたします。局長。

事務局長（櫻田修一郎）1ページをお願いいたします。報告第1号、専決処分の報告について。十和田市農業委員会事務の会長専決規程に基づき、別紙のとおり職員の人事異動を専決処分したので報告する件です。2ページです。十和田市農業委員会事務局職員の令和6年3月31日付及び令和6年4月1日付人事異動を、令和6年3月29日付けで専決処分しております。はじめに3月31日付の発令に係る異動です。出向となる職員は、事務局次長 安本 宗徳が税務課課長補佐へ、事務局農地係長 村中 健大が高齢介護課介護保険係長へ、事務局主査 志田 舞が市民課主査へ異動となりました。次に、4月1日付の発令に係る異動です。出向により任命となる職員は十和田市教育委員会スポーツ・生涯学習課課長補佐 中村 淳一が事務局次長に、税務課固定資産税係長 吉田 武範が農地係長に、十和田市教育委員会スポーツ・生涯学習課主査 戸舘 奈津美が事務局主査に異動してまいりました。また、再任用により、高橋 克彦が事務局推進監として昨

年度に引き続き配属となっています。以上です。

議長（箕輪展忠）報告について、ご意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（箕輪展忠）なしと認めます。よって報告第1号を報告済みといたします。

議長（箕輪展忠）次に報告第2号について事務局から報告をいたします。局長。

事務局長（櫻田修一郎）3ページをお願いします。報告第2号、令和5年度十和田市農業委員会事業報告について。このことについて、別紙のとおり事業を実施したので報告する件です。令和5年度の事業の実施状況について、主なものをご説明いたします。4ページです。1. 農業委員会の概要についてですが、（1）令和6年3月31日現在、農業委員は定数19人に対し、定数どおり19人が在職、農地利用最適化推進委員については、定数14人に対し、定数どおり14人在職しております。（2）事務局職員は、定数12人に対し、9人となっております。（3）会議の開催状況につきましては、総会、全員協議会が各13回、議案検討会議が12回、勉強会は1回開催いたしました。5ページです。2. 農地対策事業についてです。（1）権利の移転、設定関係です。表①農地法第3条による所有権移転、賃借権等の設定の合計は225件、約191.3ヘクタールとなり、昨年度より57件、約87.8ヘクタールの増となりました。表②基盤法による所有権移転は、合計38件、約27.7ヘクタールで、昨年度と比較し件数は11件の増、面積は6.2ヘクタールの増でした。表③農地中間管理事業による賃貸借、使用貸借は182件、約164.9ヘクタールとなり、昨年度と比較し件数は9件の増、面積は31.7ヘクタールの増となりました。6ページです。表⑦です。昨年度から農地取得の下限面積要件が撤廃されたことから、50a未満の新規取得者への聴き取りが11件となっています。7ページです。表①の農地法第4条、第5条による転用の意見書送付は合計72件、約10.2ヘクタールで、昨年度と比較し6件、0.7ヘクタールの増となりました。（4）の農用地利用調整会議は、16回開催し、調整件数は40件、26.8ヘクタールでした。8ページです。（5）は、諸証明、意見書交付関係です。表の①から表⑤までの各種証明書、意見書の件数についてはご参照願います。9ページです。表⑥の非農地判断は60件、約11.6ヘクタールでした。表⑦の特定農地貸付けに関する農地法の特例は、市民農園に係るものの1件です。（6）その他の④遊休農地実態調査については、農地法第30条の規定により利用状況調査を毎年行うこととされており、令和5年度は8月28日から30日までの3日間実施しました。また、農地パトロールの結果、再生可能の区分と判定された農地について、所有者に対し文書や聴き取りにより利用意向調査を実施しました。令和5年度に解消された遊休農地は、非農地判断11.6ヘクタールを含めて合計64筆、12.6ヘクタ

ールとなりました。この結果、令和5年度末時点の遊休農地は107筆、約19.1ヘクタールとなっております。表⑥農地流動化の促進に係る取組み、農地のあっせんについてです。申込件数は26件、このうち令和5年度にあっせんが成立した件数は15件でした。10ページです。3. 農業振興対策事業への取り組み状況です。(1) 農地の利用集積や担い手の確保・育成と経営確立の支援のうち、②について、農業経営基盤強化促進法の改正により、人・農地プランが法定化されたことを受け、地域の目指すべき農地利用の姿を明確化するための目標地図の素案を令和6年3月に作成しました。⑥の農業後継者対策につきまして、9月に農産物、加工品のPRのためのSNS活用セミナーを開催し、合計32名の参加、10月には交流会を開催し、男性6名、女性5名、合計11名が参加し、1組のマッチングが成立しております。⑦の農業者年金への加入推進につきましては、加入推進部長及び農業委員・推進委員の皆さんの積極的な推進活動により、目標人数6名に対し11名の新規加入となり、目標を達成することができました。11ページです。令和6年3月31日現在の農業者年金の加入状況は表のとおりとなっております。(2) の地域における意見集約や集落内の話し合い活動の展開についてです。①の移動農業員会については、令和6年1月30日に、主に女性を対象に大深内地区で開催し、農業者年金等についての説明を行いました。12ページです。(3) 情報提供・広報活動の強化につきましては、①のうぎょうと農業委員会を広報とわだに3回掲載するとともに、市のホームページを随時更新し、委員会活動の情報提供に努めております。②全国農業新聞の購読者数は、令和6年3月31日現在、107名となっております。(4) 農政・研修活動の実施についてですが、②農作業労働賃金の標準額については、アンケートによる実態調査や関係団体との検討を行い、3月に公表しております。③(ア) 農業・農政に関する勉強会につきましては、4月の総会、全員協議会終了後に1回開催いたしました。開催内容については、記載のとおりです。(イ) 農業視察研修は、10月31日から11月2日にかけて宮城県石巻市、大崎市方面へ7名が参加し、他県の農業事情や最新の農業技術等についての研修を行いました。(ウ) ですが、8月22日に七戸町において上十三地区農業委員会研修会が、11月21日に青森市において青森県農業委員会大会が開催されております。令和5年度の事業報告については以上です。

議長（箕輪展忠）報告について、ご意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（箕輪展忠）なしと認めます。よって報告第2号を報告済みといたします。

議長（箕輪展忠）次に報告第3号について事務局から報告をいたします。局長。

事務局長（櫻田修一郎）13ページをお願いいたします。報告第3号、農地法第18条第

6項の規定による通知書の受理について。農地法施行規則第68条第1項の規定により、別紙のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告する件です。内容は14ページから15ページです。まず、農地法によるものが14ページの合計7件、20筆、50,039平方メートルです。今後の意向は、1番は農地として管理、2番は別人と貸借、3番は農地として管理、4番は別人と機構を通じて貸借、5番は農地として管理、6番は別人と貸借、7番は別人へ贈与となっています。2番と7番につきましては、3条の議案が関連して提出されています。また、1番と3番からはあっせん希望が出されています。次に、農地中間管理事業によるものが16ページの合計1件、1筆、887平方メートルです。今後の意向は、使用貸借に切り替え予定です。協力金の返還はございません。以上です。

議長（箕輪展忠）報告について、ご意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（箕輪展忠）なしと認めます。よって報告第3号を報告済みといたします。

議長（箕輪展忠）次に報告第4号について事務局から報告をいたします。局長。

事務局長（櫻田修一郎）17ページをお願いいたします。報告第4号、農地法第3条の3の規定による届出書の受理について。農地法施行規則第21条の規定により、別紙のとおり相続等による権利取得の届出書を受理したので報告する件です。内容は18ページから19ページです。今回は合計7件、42筆、102,799.70平方メートルで、全て相続による所有権の取得です。あっせん等の希望はございません。取得後の内容は、貸借、自ら耕作、一部農地として管理などとなっています。なお、現況が農地以外の用途になっているものについては、今後分筆及び地目変更の指導をしていきたいと思っております。以上です。

議長（箕輪展忠）報告について、ご意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（箕輪展忠）なしと認めます。よって報告第4号を報告済みといたします。

議長（箕輪展忠）次に報告第5号について事務局から報告をいたします。局長。

事務局長（櫻田修一郎）20ページをお願いします。報告第5号、農地の転用事実に関する照会について。青森地方法務局十和田支局から別紙土地の現況について照会があったので、現地調査等の結果に基づき別紙のとおり回答したので報告する件で

す。21ページです。今回の照会は合計3件、4筆、3,034平方メートルです。3件とも、現地調査を4月9日に実施し、法務局への回答を4月10日付で行っております。1番の照会地は、上北森林組合木材加工センターから南に約400メートルの地点です。照会地は山林となっており、税務課の課税台帳上も山林であり、農地としての利用は困難であることから、非農地と判断しております。2番の照会地は、上北森林組合木材加工センターから南に約400メートルの地点です。照会地は1番と隣り合っていて山林となっており、税務課の課税台帳上も山林であり、農地としての利用は困難であることから、非農地と判断しております。3番の照会地は、JA十和田おいらせ中央カントリエレベータから北西に約400メートルの地点です。照会地は、昭和56年建築の建物の敷地となっており、20年以上宅地の状態であり、農地としての利用は困難であることから、非農地と判断しております。以上です。

議長（箕輪展忠）報告について、ご意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（箕輪展忠）なしと認めます。よって報告第5号を報告済みといたします。

議長（箕輪展忠）ここからは議案に入ります。今月担当した調査班の調査員は、竹浦班長、小笠原委員、米田委員の3名です。4月9日に現地調査及び市役所別館4階会議室にて聴取調査を行っております。

議長（箕輪展忠）ここで暫時休憩します。

休憩 午後2時22分

（ \_\_\_\_\_ 委員 退席 ）

再開 午後2時22分

議長（箕輪展忠）休憩を解いて会議を再開します。

議長（箕輪展忠）次に議案第1号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。局長。

事務局長（櫻田修一郎）22ページをお願いします。議案第1号、農地法第3条第1項の規定に基づく許可について。農地法施行令第1条の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので審議を求める件です。内容は、23ページから27ページです。5番と6番については、5条の議案が関連して提出されています。

また、先ほど報告第3号でご報告しました合意解約後の権利設定に係る案件は、所有権移転の24ページ8番と、使用貸借の26ページ7番です。以上です。

議長（箕輪展忠）許可申請に係る現地調査の結果について報告をお願いします。5番 米田 拓実 委員お願いします。

報告委員（米田拓実）農地法第3条の許可に関する報告をします。今回の申請は、所有権の移転9件、賃借権の設定11件、使用貸借による権利の設定1件の合計21件です。所有権の移転は、1番から7番までが売買によるもの、8番が知人へ、9番が子から親へ贈与するものです。このうち新規取得は、1番、5番と6番、7番です。賃借権及び使用貸借による権利の設定は、労力不足によるものです。今回の申請について、現地確認、写真確認等を行い、農地法第3条第2項各号等に照らして審査した結果、農地法第3条調査書のとおり、すべての申請は許可要件を満たしていると認められます。報告は以上です。

議長（箕輪展忠）米田委員、ご苦労様でした。

議長（箕輪展忠）次に新規取得者に対する聴取調査の結果について報告をお願いします。三本木地区 米内山 義治 農地利用最適化推進委員お願いします。

報告委員（米内山義治）農地法第3条の許可に関する新規取得について報告をします。23ページの申請番号1番の小規模の新規取得となる譲受人に対し、4月9日午後2時15分、市役所別館4階会議室1において調査員3名と私の計4名で聴取調査を行いました。譲受人は、当該申請に係る農地に隣接する住宅に移り住み、営農する計画を有しております。聴取調査では、機械の確保、労働力、技術関係等を確認しましたが、特に問題はありませんでした。現地確認でも申請地は農地として管理されていました。以上のことから、取得にあたっては特に問題はないと判断します。報告は以上です。

議長（箕輪展忠）米内山推進委員、ご苦労様でした。

議長（箕輪展忠）次に、藤坂地区 市崎 貴之 農地利用最適化推進委員お願いします。

報告委員（市崎貴之）農地法第3条の許可に関する新規取得について報告をします。23ページから24ページにかけての申請番号5番と6番の小規模の新規取得となる譲受人に対し、4月9日午後2時、市役所別館4階会議室1において調査員3名と私の計4名で聴取調査を行いました。譲受人は、当該申請に係る農地に隣接する住宅に移り住み、営農する計画を有しております。聴取調査では、機械の確保、労働力、技術関係等を確認しましたが、特に問題はありませんで

した。現地確認でも申請地は農地として管理されていました。以上のことから、取得にあたっては特に問題はないと判断します。報告は以上です。

議長（箕輪展忠）市崎推進委員、ご苦労様でした。

議長（箕輪展忠）次に、伝法寺地区 小笠原 一成 農地利用最適化推進委員お願いします。

報告委員（小笠原一成）農地法第3条の許可に関する新規取得について報告をします。

24ページの申請番号7番の小規模の新規取得となる譲受人に対し、4月9日午後1時45分、市役所別館4階会議室1において調査員3名と私の計4名で聴取調査を行いました。聴取調査では、機械の確保、労働力、技術関係等を確認しましたが、特に問題はありませんでした。現地確認でも申請地は農地として管理されていました。以上のことから、取得にあたっては特に問題はないと判断します。報告は以上です。

議長（箕輪展忠）小笠原推進委員、ご苦労様でした。これより質疑に入ります。何かありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（箕輪展忠）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり許可することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（箕輪展忠）ご異議なしと認めます。よって、議案第1号は許可することに決定いたしました。

議長（箕輪展忠）ここで暫時休憩します。

休憩 午後2時29分

（ \_\_\_\_\_委員 着席 ）

再開 午後2時29分

議長（箕輪展忠）休憩を解いて会議を再開します。

議長（箕輪展忠）次に議案第2号を上程いたします。事務局から提案理由の説明を

いたします。局長。

事務局長（櫻田修一郎） 28 ページをお願いします。議案第 2 号、十和田市農用地利用集積計画の作成に係る要請について。農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 56 号）第 1 条の規定による改正前の農業経営基盤強化促進法第 15 条第 4 項の規定により、十和田市長に対して別紙のとおり農用地利用集積計画を定めるよう要請することの承認を求める件です。内容は、29 ページから 30 ページです。今回は所有権移転のみ 6 件、11 筆、32,128 平方メートルです。以上です。

議長（箕輪展忠）農用地利用調整会議の結果について報告願います。はじめに東部地区 山端 潤一 農地利用最適化推進委員をお願いします。

報告委員（山端潤一）1 番の調整内容を報告します。3 月 13 日午前 9 時、農業委員会会長室において農用地利用調整会議を行いました。本件は、出し手の労力不足により売買するものです。調整の結果、売買価格等について双方が合意したため調整調書を作成し、農業委員会へ提出しました。報告は以上です。

議長（箕輪展忠）山端推進委員、ご苦労さまでした。次に切田地区 若沢 弘幸 農地利用最適化推進委員をお願いします。

報告委員（若沢弘幸）2 番の調整内容を報告します。3 月 13 日午前 10 時、農業委員会会長室において農用地利用調整会議を行いました。本件は、出し手の労力不足により売買するものです。調整の結果、売買価格等について双方が合意したため調整調書を作成し、農業委員会へ提出しました。報告は以上です。

議長（箕輪展忠）若沢推進委員、ご苦労様でした。次に大深内地区 斗沢 信一 農地利用最適化推進委員をお願いします。

報告委員（斗沢信一）3 番の調整内容を報告します。3 月 27 日午前 9 時、農業委員会会長室において農用地利用調整会議を行いました。本件は、出し手の労力不足により売買するものです。調整の結果、売買価格等について双方が合意したため調整調書を作成し、農業委員会へ提出しました。報告は以上です。

議長（箕輪展忠）斗沢推進委員、ご苦労様でした。次に切田地区 田中 稔 農地利用最適化推進委員をお願いします。

報告委員（田中稔）4 番と 6 番の調整内容を報告します。4 番は 3 月 27 日 10 時、6 番は同日 13 時半、農業委員会会長室において農用地利用調整会議を行いました。本件は、出し手の労力不足により売買するものです。調整の結果、売買価

格等について双方が合意したため調整調書を作成し、農業委員会へ提出しました。報告は以上です。

議長（箕輪展忠）田中推進委員、ご苦労さまでした。次に深持地区 古谷 朝直 農地利用最適化推進委員お願いします。

報告委員（古谷朝直）５番の調整内容を報告します。３月２７日午前１１時、農業委員会会長室において農用地利用調整会議を行いました。本件は、出し手の労力不足により売買するものです。調整の結果、売買価格等について双方が合意したため調整調書を作成し、農業委員会へ提出しました。報告は以上です。

議長（箕輪展忠）古谷推進委員、ご苦労様でした。事務局から補足説明をいたします。局長。

事務局長（櫻田修一郎）ただいま各委員のみなさまからご報告いただきました調整の結果、十和田市農用地利用集積計画の作成を要請する各要件につきましては、お手元の農業経営基盤強化促進法第１８条第３項調査書のとおり、全て適であると判断いたしております。以上です。

議長（箕輪展忠）これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（箕輪展忠）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり要請することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（箕輪展忠）ご異議なしと認めます。よって、議案第２号は要請することに決定いたしました。

議長（箕輪展忠）次に議案第３号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。局長。

事務局長（櫻田修一郎）３１ページをお願いします。議案第３号、十和田市農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和４年法律第５６号）第１条の規定による改正前の農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定に基づく農地中間管理機構に係る農用地利用集積計画の作成について、別紙のとおり十和田市長から依頼があったので、農業委員会の意見を求める件です。内容は３２ページから５１ページです。まず、賃借権

の設定は32ページから42ページで、合計20件、79筆、200,494平方メートルです。利用権の設定期間については、1番、11番、12番が10年、2番が3年、それ以外は全て5年となっており、1番、3番、7番、8番、11番から14番が新規で、それ以外は再設定となっています。次に、使用貸借による権利設定は43ページから51ページで、合計17件、60筆、124,322平方メートルです。1番のみ再設定で、他はすべて新規の権利設定です。出し手から機構への期間及び機構から受け手への期間は、5年または10年となっております。今回、協力金の対象はございません。以上です。

議長（箕輪展忠）これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（箕輪展忠）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（箕輪展忠）ご異議なしと認めます。よって、議案第3号は原案のとおり決定いたしました。

議長（箕輪展忠）次に議案第4号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。局長。

事務局長（櫻田修一郎）52ページをお願いします。議案第4号、十和田市農用地利用集積等促進計画の作成に係る要請について。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定により、農地中間管理機構に対して、別紙のとおり農用地利用集積等促進計画を定めるよう要請することの承認を求める件です。内容は53ページから54ページです。使用貸借によるものが合計4件、11筆、16,124平方メートルで新規設定となっております。以上です。

議長（箕輪展忠）これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（箕輪展忠）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり要請することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（箕輪展忠）次に議案第５号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。局長。

事務局長（櫻田修一郎）５５ページをお願いします。議案第５号、農地法第５条第１項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について。農地法第５条第３項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、青森県知事に送付するための意見を求める件です。内容は５６ページです。今回は合計４件、５筆、０２１平方メートルです。事務局から農地区分の判断などについてご説明いたします。１番の転用事由は、農地を売買で取得し普通住宅を建築するものです。場所は、南小学校から西に約５５０メートルの地点です。農地区分は、都市計画法の用途地域内であるため、第３種農地に該当します。２番の転用事由は、農地を売買で取得し資材置場及び駐車場を整備するものです。場所は、北園幼稚園から東に約１００メートルの地点です。農地区分は、都市計画法の用途地域内であるため、第３種農地に該当します。３番の転用事由は、農地を売買で取得し資材置場及び駐車場を整備するものです。場所は、西小学校の道路を挟んで南側に面した地点です。農地区分は、半径５００メートル以内に上下水道の２管埋設及び小学校と保育園があるため、第３種農地に該当します。４番の転用事由は、農地を売買で取得し普通住宅を建築するものです。場所は、サンデー十和田店から南東に約３００メートルの地点です。農地区分は、都市計画法の用途地域内であるため、第３種農地に該当します。この４番は、先ほどの議案第１号にありました５番、６番に係るものとなります。以上です。

議長（箕輪展忠）許可申請に係る現地調査及び聴取調査の結果について、報告願います。３番 小笠原 松寿 委員お願いいたします。

報告委員（小笠原松寿）農地法第５条の農地転用に関する報告をします。今回の申請は合計４件です。４月９日午前９時に調査員３名で現地調査を行い、午後２時３０分に市役所別館４階会議室１で聴取調査を行いましたが、問題はありませんでした。本件は、農地転用に係る立地基準及び一般基準の各要件等を満たしておりましたので、許可相当と認められます。報告は以上です。

議長（箕輪展忠）小笠原委員、ご苦労様でした。

議長（箕輪展忠）これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（箕輪展忠）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり許可相当とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（箕輪展忠） ご異議なしと認めます。よって、議案第5号は許可相当とすることに決定いたしました。

議長（箕輪展忠） 次に議案第6号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。局長。

事務局長（櫻田修一郎） 57ページをお願いします。議案第6号、十和田市農地移動適正化あっせん基準及び十和田市農地移動適正化あっせん基準細則の一部改正について。議案第6号十和田市農地移動適正化あっせん基準及び十和田市農地移動適正化あっせん基準細則の一部を改正し、別紙のとおりとしたいので承認を求める件です。配布しております別紙（議案第6号関係説明資料）をご覧ください。1枚めくりますと、基準及び基準細則の新旧対照表となっています。今回の改正の概要について説明いたします。当市のあっせん基準及びあっせん基準細則に係る国の農地移動適正化あっせん事業実施要領や運用に関する通知が令和5年3月に、市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想が令和5年8月にそれぞれ一部改正されていること、農用地等の権利取得者要件に係る基準経営面積の算出基礎数値が2020農林業センサスで示されていることから、今回関係部分に関して一部改正を行うものです。見直し項目は、先に述べた国の示す要領等の改正に係る箇所である（1）から（6）について改正したものとなります。以上です。

議長（箕輪展忠） これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（箕輪展忠） なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり承認することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（箕輪展忠） ご異議なしと認めます。よって、議案第6号は承認することに決定いたしました。

議長（箕輪展忠） 以上で、今総会に付議されました議事は全て終了いたしました。これをもちまして、令和6年度第1回十和田市農業委員会総会を閉会いたします。誠にご苦労様でした。

————— 閉会 午後2時46分 —————